

紹介手数料の返戻金制度について

日本ユニバーサル電気株式会社

〒189-0003

東京都東村山市久米川町5丁目21番地25

【許可番号 13-ユ-302793】

1. 有料職業紹介契約に基づき紹介先企業に入社した人材(以下、入社者という。)が、専ら入社者の責に帰すべき事由により退職に至った場合、弊社は、紹介先企業から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算した金額を紹介先企業に返還いたします。

1ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の80%
3ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の50%
6ヶ月以内に退職の場合	紹介手数料の10%
6ヶ月を超えた場合	紹介手数料の返還なし

ただし、返戻金制度は紹介先企業と弊社の間での別の定めをする場合があります。

2. 専ら紹介先企業の都合により退職に至った場合には、紹介手数料の返還は行わず、退職日が紹介先企業からの紹介手数料支払い前であっても、紹介先企業の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとします。
3. 入社者の急な私傷病等、不測の事態による退職ならびに処遇その他労働条件が、予め紹介先企業が入社者に対して明示した労働条件と著しく異なることに起因する退職である場合には、原則として紹介手数料の返還は行いません。

以上